

令和6年6月13日
最上川中部水道企業団
工務課水運用係

最上川中部水道企業団の有機フッ素化合物の状況について

最上川中部水道企業団では、令和2年度以降の有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、要監視項目の暫定指針値以下であり、監視強化の目安となるレベルではありませんでした。

1 内容

令和2年度に人の健康の保護に関する要監視項目に追加された有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）^{※1}について、当水道企業団では年1回、着水井（原水）とろ過池出口（浄水）の2地点で検査しています。なお、検査は外部機関へ委託しています。

2 結果の概要

令和2年度以降、有機フッ素化合物に係る水環境中の暫定指針値（50ng/L）の超過はなく、有機フッ素化合物は検査機関の検出限界以下である5ng/L未満でした。なお、測定結果の詳細は別紙のとおりです。

3 今後の対応

継続して有機フッ素化合物の検査を行います。有機フッ素化合物に係る水環境中の暫定指針値を超える値が出た場合は、浄水場を停止し、原因究明に努め、有機フッ素化合物を除去するための対策を講じます。

※1 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）

令和2年5月に、公共用水域及び地下水にかかる人の健康の保護に関する要監視項目に設定された。暫定指針値はPFOS及びPFOAの合計値として50ng/L。有機フッ素化合物の一種であり、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等）を持つため、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられた。なお、国では内担保措置として「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」に基づき製造・輸入等を原則禁止している（PFOSは2010年、PFOAは2021年）。

表 1 原水の有機フッ素化合物検査結果

単位：ng/L（暫定指針値：50ng/L）

採水場所	採水日	PFOS 及 PFOA
最上川表流水	令和 2 年 8 月 4 日	<5
最上川表流水	令和 3 年 8 月 3 日	<5
最上川表流水	令和 4 年 8 月 2 日	<5
最上川表流水	令和 5 年 8 月 1 日	<5

表 2 浄水の有機フッ素化合物検査結果

単位：ng/L（暫定指針値：50ng/L）

採水場所	採水日	PFOS 及 PFOA
上水道浄水場内蛇口	令和 2 年 8 月 4 日	<5
上水道浄水場内蛇口	令和 3 年 8 月 3 日	<5
上水道浄水場内蛇口	令和 4 年 8 月 2 日	<5
上水道浄水場内蛇口	令和 5 年 8 月 1 日	<5